

農林水産省協同組合等検査規程の一部改正について

令和5年9月
大臣官房検査・監察部調整・監察課

1. 現行制度の概要

諸法令に基づき農林水産省が関係団体に対して実施する立入検査のうち、協同組合等に対する検査及び会計の観点から行う検査については、農林水産省協同組合等検査規程（平成23年農林水産省訓令第20号）に根拠法令を列記した上で、具体的な検査方法等を定めているところ。

2. 改正の内容

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）の施行に伴い、農林水産省協同組合等検査規程に、特定社会基盤事業者¹への立入検査について加える（新第1条第22号、第4条第2号並びに第11条第1項及び第2項関係）。

3. 施行日

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和5年11月1日）に施行する。

¹ 特定社会基盤事業を行う者のうち、その使用する特定重要設備の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な供給に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者